

議案第14号

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例

加西市学童保育園の設置に関する条例（平成 15 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び同居の親族その他の者」を削り、「保育することができない」を「保育を必要とする」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
北条第 1 学童保育園	加西市北条町北条1291番地
北条第 2 学童保育園	加西市北条町北条1291番地
北条東第 1 学童保育園	加西市北条町西高室595番地 2
北条東第 2 学童保育園	加西市北条町西高室595番地 2
富田学童保育園	加西市西上野町205番地 1
賀茂学童保育園	加西市福住町790番地
下里学童保育園	加西市西笠原町172番地 1
九会第 1 学童保育園	加西市中野町 5 番地
九会第 2 学童保育園	加西市中野町 5 番地
富合学童保育園	加西市別府町甲2664番地 2
日吉学童保育園	加西市和泉町56番地
宇仁学童保育園	加西市田谷町810番地
西在田学童保育園	加西市上道山町80番地
泉学童保育園	加西市殿原町91番地 1

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

学童保育園を設置していなかった賀茂小学校区及び宇仁小学校区に学童保育園を開設し、全小学校区内において子育て支援の充実を図るとともに、定員40名を超える北条学童保育園及び九会学童保育園については分園し、各2園設置しようとするもの。